

1. 通行止め時の迂回路

通行止め時に当該区間をご利用される場合の迂回路は下記の通りです。（迂回路詳細マップ参照）

ルート番号	主な迂回路		所要時間（参考） ※渋滞していない場合
I	荘川IC ～ 白川郷IC	荘川IC ⇔国道158号⇔国道156号⇔ 白川郷IC	約50分 (高速利用時約30分) 【増加時間：+20分】
II	飛騨清見IC ～ 富山IC	飛騨清見IC ⇔国道158号⇔国道41号⇔ 富山IC	約110分 (高速利用時約75分) 【増加時間：+35分】

【迂回路詳細マップ】



出典：国土地理院地図

2. 乗り継ぎ料金調整について

通行止め区間（乗継指定 IC 間）を一般道に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、高速道路料金が割高にならないよう所定の方法により料金の調整をおこなっております。

《ETC をご利用のお客さま》

ETC をご利用のお客さまは、一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じ ETC カードで、通常どおり ETC レーンを無線走行してください。（『高速道路通行止め乗継証明書』の入手は不要です。クレジットカード会社等からの料金請求時に料金の調整がされます。）

《ETC 以外でご利用のお客さま（現金等でご利用のお客さま）》

通行止めにより高速道路を一旦流出する IC でお渡しする『高速道路通行止め乗継証明書』を乗り継ぎ後の最初の出口 IC で、係員にお渡しください。

●乗継指定インターチェンジ

道路名	通行止め区間	乗継指定インターチェンジ	
		流出指定 IC ※1 (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC ※2
E41 東 海 北 陸 道	下り線 飛騨清見 IC～白川郷 IC	E41【東海北陸道】 飛騨清見 IC・荘川 IC	E8【北陸道】 富山 IC E41【東海北陸道】 白川郷 IC・五箇山 IC・福光 IC

- ※1 24 時間以内に再流入指定 IC で乗り継いでください。
- ※2 流出指定 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、流出した IC または進行方向上の他の流出指定 IC で再流入されても料金の調整をおこないます。